## 山武市総合計画審議会運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この告示は、山武市総合計画審議会条例(平成18年条例第152号)第6条の 規定により、山武市総合計画審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 山武市総合計画審議会の会議については、会議録を作成し、会議の経過及び結果 を記載し、議長及び出席した委員のうちから議長の指名する委員2人が署名しなければ ならない。

(会議録の公開)

- 第3条 会議録及び会議資料は、原則として公開する。
- 2 会議録及び会議資料の公開の方法は、総務部企画政策課における閲覧によるものとする。
- 3 会議の結果については、ホームページ及び広報紙の活用等による情報提供に努めるものとする。

(会議の傍聴)

- 第4条 会議は傍聴することができる。ただし、秘密会としたときは、この限りではない。
- 2 傍聴人の定員は、原則20人までとする。
- 3 傍聴しようとする者は、受付において住所及び氏名を山武市総合計画審議会傍聴人受 付簿に自署しなければならない。
- 4 傍聴しようとする者の数が会場の定員を超えるときは、傍聴人を受付順により決定するものとする。
- 5 傍聴人は、会場の秩序を乱し、他の傍聴人の迷惑になり、又は会議の妨害になるよう な行為をしてはならない。
- 6 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。
- 7 傍聴人は、前2項に違反するときは、会長はこれを制止、又は退場を命じることができる。
- 8 会議に提出する資料は、傍聴人に配付するものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。